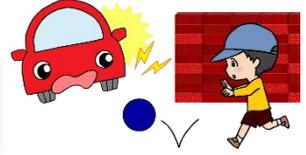




通学路・生活道路での交通安全

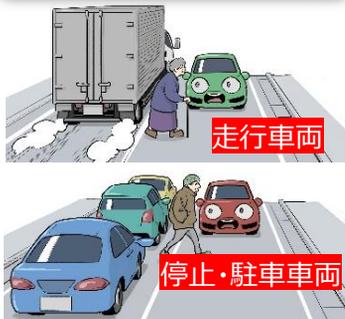
歩行者の方へ

歩行者がなくなった交通事故の多くは自宅から**半径500メートル以内**で発生しています。その場所の交通状況を熟知しているだけに、**油断が生じやすくなっています**。交通事故に遭われた**歩行者側にも交通違反が認められます**。
歩行者も交通ルールを守り、しっかり安全確認を行いましょ。

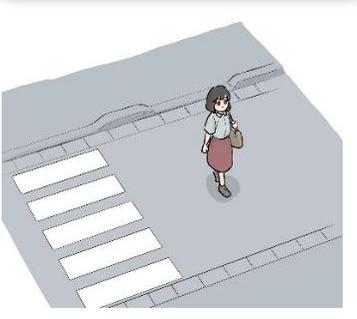


下記は歩行者の違反の例です

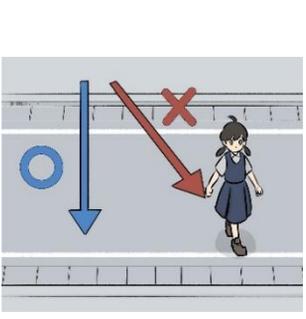
車両の直前・直後の横断



横断歩道付近で横断歩道を渡らない



斜め横断



信号無視



運転者の方へ

生活道路における法定速度の引き下げ

※ 道路標識や道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります

令和8年9月1日から生活道路における自動車の法定速度がこれまでの60km/hから**30km/h**に引き下げられます。
※ここでいう「生活道路」とは、**地域住民の日常生活に利用されるような、中央線や中央分離帯がない道路**のことです。



法定速度が引き下げとならないのは下記の道路

① 道路標識又は道路標示による**中央線**又は**車両通行帯**が設けられている道路



② 道路の**構造上**又は**柵**その他の**工作物**により自動車の通行が**往復の方向別に分離**されている一般道路



③ 高速自動車国道のうち、本戦車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの（**登坂車線、パーキングエリア内の通路等**）



例：パーキングエリア

④ 自動車専用道路



ホームページに詳細を掲載しておりますのでご確認ください。



詳しくはこちらから

